

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	令和3年8月17日	契約番号	5036
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の郵送による）		
委託名	洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託		
履行場所	磯子区洋光台一丁目4番1号ほか		
履行期間	契約締結日から令和4年2月28日まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 建築調査係 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル6階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055		
最低制限価格制度	適用【率】		
入札参加資格等	令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されている者で、下記の1から5までの条件を全て満たす者。		
	1	所在地、規模区分	市内、中小企業
	2	種 目	320:各種調査企画
	3	順 位	1位～3位
	4	登録細目	C：建築物劣化調査
5	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③その他 ア-自社にて赤外線技術資格者を自ら雇用し、調査・解析・報告書等の作成ができること。 イ-赤外線を使用した外壁調査の実績（官公庁・民間、元請・下請問わず）を示すこと。</p>	
設計書の閲覧		ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
指名・非指名通知日及び通知の方法		令和3年 9月3日 FAXにて通知	
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書（赤外線技術資格者証及び契約書等の写しを添付）	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	令和3年8月30日 午後5時必着	申込方法 郵便又は持参 ①持参（職員に直接手渡すこと） ②郵便 締切日時必着 〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル6階 横浜市建築保全公社 総務部 契約係
質問	質問	令和3年8月23日 午後1時まで	
	提出方法	電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：kousya-situmon@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	令和3年8月25日 午前9時頃	
	回答方法	ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
入札書提出期限及び提出方法		令和3年9月10日	午後5時必着
		入札参加申込方法と同じ	
開札日時		令和3年9月13日	午前9時30分

委託名	洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託			
注意事項	<p>① 入札金額は、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。</p> <p>② 入札回数 2回 (1回目の開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札が無いときは、再度の入札を行います。)</p> <p>③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内で合意した場合に随意契約を行うこととします。</p> <p>④ 公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領第12条に基づき、契約の相手方としての適格性に欠ける者とは、契約を締結することができません。</p> <p>⑤ 入札に関わる詳細事項については、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領等に定めるところによる。</p>			
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和3年8月 提出

常務理事

部長

課長

係長

課員

設計者

委 託 設 計 書

委 託 名 洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託

履行場所 横浜市磯子区洋光台一丁目4番1号ほか

金 円

履行期限 令和4年2月28日

備考

洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
直接業務費						
外壁調査費		1	式			
計						
消費税等相当額	10%	1	式			
委託費合計						

洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外壁調査費						
1 洋光台第一小学校		1	式			P-3参照
2 神橋小学校		1	式			P-4参照
3 白幡小学校		1	式			P-5参照
計						

洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1 洋光台第一小学校	(対象面積:3,509m2)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視調査・部分打診・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・赤外線画像等作成・写真台帳含む	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
カラーコーン・バー	運搬費 共30日	1	式			
小計						
直接業務費 計						
(3)管理費						
業務管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
計						

洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
2 神橋小学校	(対象面積:2,021m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視調査・部分打診・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・赤外線画像等作成・写真台帳含む	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
カラーコーン・バー	運搬費 共30日	1	式			
小計						
直接業務費 計						
(3)管理費						
業務管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
計						

洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
3 白幡小学校	(対象面積:3,457m ²)					
(1)直接人件費						
事前案内	施設との調整含む	1	式			
事前準備	現地予備調査・調査計画等資料作成	1	式			
現地調査(打診)	全面目視調査・部分打診・機械器具損料含む	1	式			
解析及び解析図作成	損傷図面・赤外線画像等作成・写真台帳含む	1	式			
報告書作成	PDF・CADデータ作成含む	1	式			
図面作成	報告書用立面図等	1	式			
小計						
(2)直接物品費						
直接物品費		1	式			
カラーコーン・バー	運搬費 共30日	1	式			
小計						
直接業務費 計						
(3)管理費						
業務管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
計						

委託仕様書

令和3年 8月

公益財団法人 横浜市建築保全公社

- 委託名 洋光台第一小学校ほか2校外壁調査業務
- 履行場所 磯子区洋光台一丁目4番1号ほか
- 履行期限 契約締結日より 令和4年2月28日(月)まで(履行期限とは、下記(2)までをいう。)
 (1)現地調査は、令和4年1月15日(火)までに完了すること。
 (2)報告書(完成図書)は、令和4年2月21日(月)までに完了検査を受け、手直しがある場合は、2月25日までに手直しを完了すること。
- 対象施設 外壁調査対象施設一覧による。
- 調査目的 建築基準法第12条第2項における政令に基づく外壁調査を実施することで劣化状況を把握し、外壁修繕工事の必要性について考察することを目的とする。
- 調査内容及び実施 調査内容及び実施
 (1) 業務計画書の提出
 ア 提出期限 契約後 7日以内
 イ 提出部数 2部
 ウ 記載事項 調査の日程、報告書作成日程・提出日を記載した全体工程表、調査に携わる人員体制表・資格登録証写しなど。
- (2) 対象外壁面等を外観目視の上、原則打診法での調査実施とするが、打診法が困難な場合に限り赤外線装置法にて実施し、結果に基づき報告書を作成する。
- (3) 調査範囲は、告示282号にある「落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分」、「当該壁面の全面かつ当該壁面高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定または多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有するもの」とし、その全てを原則調査範囲とするが、詳細は別紙調査範囲図による。不明な点は別途協議すること。
- (4) 外壁調査は、調査の実務経験のある有資格者自身又は有資格者立会により行うものとする。
 ア 外壁調査資格は次による。
 ・一級建築士もしくは二級建築士
 ・建築基準法第12条第一項に規定する建築物調査員
 イ 赤外線装置法による調査(撮影)、解析及び報告書の作成資格は次による。
 ・赤外線サーモグラフィ等の有資格者
 ウ 再委託する場合は、アについて受託者のうち1名以上が同行することとし、本業務の責を負うものとする
- (5) 日程調整は、公社担当者と打合せを行い調査前に施設に赴き、施設側と調整を行う事とする。閉庁日等がある場合には優先して調査日に設定すること。施設の運営状況に即した点検を行い、点検の際は、周囲の状況を十分に確認し、業務担当者の安全はもとより、施設管理者及び利用者の安全には十分留意すること。
- (6) 調査に際しては労働安全衛生規則を順守し、安全に配慮するとともに危険が生じる可能性がある行為は行わないこと。また、周囲の安全状況も十分に確認すること。
- (7) 現場状況により隣地等に立ち入りの必要な場合は、受託者の責任において隣地等の関係者の許可を得ること。
- (8) 受託者は、前出(1)を完了した後1週間以内に以下に掲げる書類を提出し、委託者の承諾を得ること。
 ・撮影に使用される機器等のパンフレット及び、機器の校正記録。
 ・赤外線画像解析に使用される解析ソフトウェアのパンフレット。
 ・調査実施計画書。(調査予定日、調査範囲及び方法、撮影位置等記載を含む)
 ・その他、委託者が提出を求める書類等。

調査方法

- A. 打診法による場合は、下記による。
- (1) 手の届く範囲とし、危険性のない範囲で脚立、梯子、長物打診棒等を使用し可能な限り高所、広範囲までを打診すること。
 - (2) 地盤面からの打診範囲のほかの上部では、屋上、バルコニー等床面がある場合は有効に利用し、開口部があれば施設側の許可のもと無理のない範囲で打診を行うこと。
- B. 赤外線装置法による場合は、下記による。
- (1) 調査機器については以下の通りとする。
 - ① 検出素子は640×480≒30万画素以上とし、温度分解能は0.05℃以下とする。
 - ② 画像解析時に温度表示が可能なフォーマットで画像保存機能を有すること。
 - ③ 赤外線画像と同時に可視画像が撮影できること。
 - (2) 撮影精度については以下の通りとする。
 - ① 対象壁面において、2.5mm/pix 以下の解像度とすること。
 - ② 撮影対象との角度は撮影水平角±30°、撮影上下角±45°以内とすること。
 - ③ ①及び②に定める数値が確保できない場合は、精度上の問題が無いと判断される場合に限り、委託者の承諾の上実施すること。
 - ④ 調査時の天候、日照等を十分に考慮して撮影すること。
 - (3) 赤外線画像解析に使用する解析ソフトウェアについては以下の通りとする。
 - ① 温度データを画素ごとに、特定の(指定した)温度差に基づいて解析表示が可能なものとする。
 - ② 浮き、剥離等、支障部分のみを画素ごとに画像内に明示できるものとする。
 - (4) 赤外線画像解析については以下の通りとする。
 - ① 部分打診により確認した浮き、剥離等の部分を赤外線画像で確認し、支障部分と正常部分の温度差(基準温度差)を特定すること。
 - ② 基準温度差は、撮影面毎及び撮影日毎に確認し、報告書に記載すること。
 - ③ 基準温度差を基に、赤外線画像内の温度データを、解析ソフトウェアで解析し、浮き剥離等、支障部分を特定すること。

調査実施計画書の提出

- (1) 前項を踏まえ、調査実施10日前までに、調査施設敷地周囲地図、配置図・立面図等に調査範囲、調査方法、赤外線装置法による場合はその撮影立ち位置などを記載した上で、調査上の問題点、隣地立入りなどの協議を行うものとする。

報告書等

- (1) 全面打診調査及び赤外線画像解析終了後、報告書(カラー印刷A4版2部、ハードファイル見出し付)及びデータ(CD-R:2部)を提出すること。
- (2) 報告書の内容は以下とする。
 - ・赤外線画像は、正常部と浮き、剥離部分の温度差を画素毎に明確に表示したものとし、基準温度差を特定した箇所の赤外線画像を添付すること。
 - ・外壁改修工事が既に行われている施設は、補修状況を踏まえた報告書とすること。(補修が必要な浮き部分のみを判断し図面化すること。)
 - ・支障部分を画素毎に明示した赤外線画像及び、支障部分を画素毎に明示した同時撮影(同アングル)の可視画像を添付すること。
 - ・対象面との撮影距離を画像毎に正確に明示すること。(撮影位置を立面図等に明記し、写真帳との整合性を図ること。)
 - ・打診調査では、打診調査状況の写真を添付すること。
 - ・浮き、剥離、大きなひび割れ等の位置を立面図に正確に記入すること。
 - ・浮き、剥離等の面積集計表を添付すること。
 - ・浮き及び剥離がある場合、調査者として劣化状況に対する考察及び補修の緊急性についてのコメントを加えること。
 - ・図面化された浮きに対する判定は、打診法によるものか赤外線装置法により判断したものかを明確にした表現とすること。
 - ・小さな浮きを報告書上浮きと判断しない場合は、その判断基準等を明確にし、委託者の承諾を得ること。
 - ・その他、委託者が必要と認める書類を添付すること。

その他

- (1) 機密保持
 - ・受託者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
 - ・受託者は、成果品について発注者の承諾なしに他の知何なる者に対しても閲覧、複写譲渡又は提供をしてはならない。
- (2) 疑義等
 - ・受託者は、調査業務において疑義等が生じた場合は、公社担当者に文書にて提出し誠意をもって対応に当たること。

注意事項

- (1) 健康増進法の施行による公共建物内・教育施設敷地内の全面禁煙化に伴い、当該敷地内では禁煙となっています。
- (2) 調査を行う者は、現場での業務及び作業に適した服装、履物を着用すること。
- (3) 調査を行う者は、名札又は腕章等を着けて業務を行うこと。
- (4) 調査の際は、周囲の状況を十分に確認し、調査箇所への施設利用者等の接近を防止するなど安全対策に万全を期すこと。
- (5) 撮影に写る人物及び周囲のプライバシーの保護に十分気を付けること。
- (6) 学校が休校の場合、校舎内は機械警備がかかっているため、校舎内には無断で入らないこと。

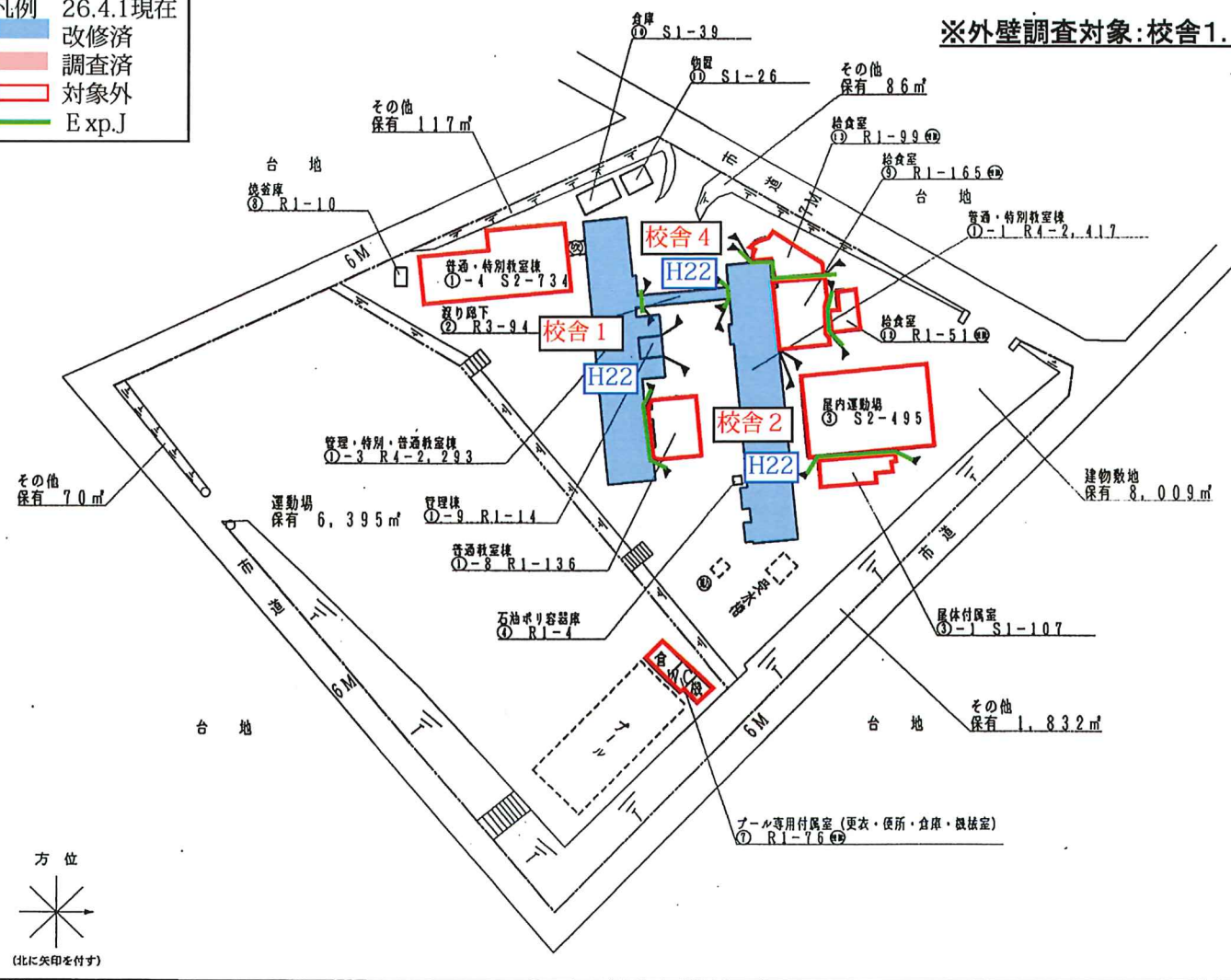
(平成25年度)

施設の配置図	縮尺 1/1200 (A4)	学校名 洋光台第一小学校	調査年度 (年度) 1:4	(月) 1:0	(日) 7:0	(時) 2:6	(分) 1:1	整理番号 0138-1
--------	----------------	--------------	---------------	---------	---------	---------	---------	-------------

- 凡例
- 建物
- ㊦ 未とりこわし建物
 - ㊧ 危険建物
 - ㊨ 借用建物
 - ㊩ 一時使用建物
 - ㊪ 屋外教育環境整備事業によるもの

- 凡例 26.4.1現在
- 改修済
 - 調査済
 - 対象外
 - Exp.J

- 建物以外の工作物
- ㊫ 受水槽
 - ㊬ 動物小屋
 - ㊭ 吹抜け渡廊下
 - ㊮ 簡易な小規模構造物



文 部 科 学 省

配置図

建物名称	洋光台第一小学校	No.	A - 1/1
------	----------	-----	---------

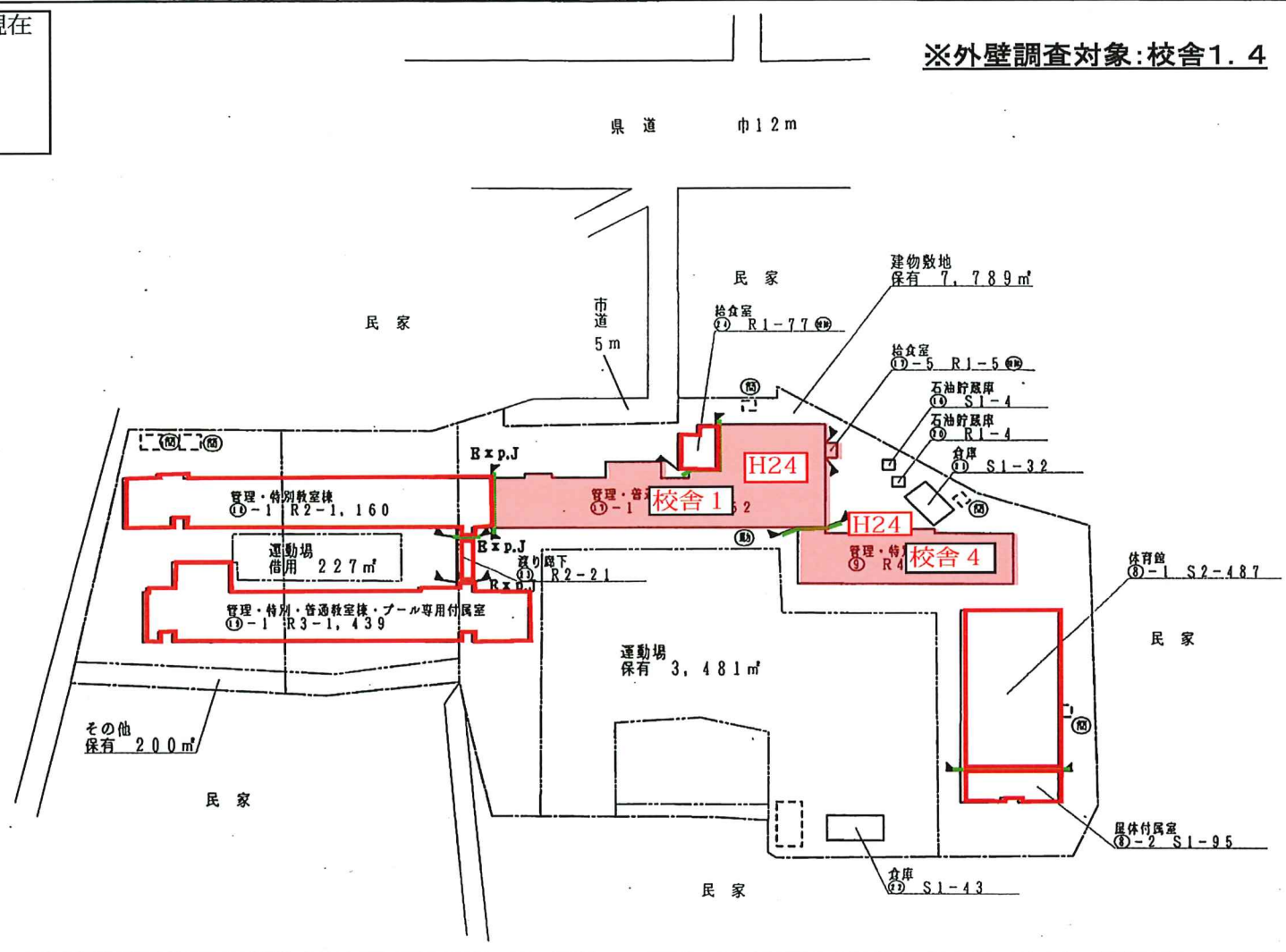
(平成25年度)

施設の配置図	縮尺	1/1000 (A4)	学校名	神橋小学校	調査年度	(経理年度)	(西暦)	(学期)	整理番号
					1:4	1:0:2	0:0:4:4		0034-1

- 凡例
- 建物
- ㊦ 未とりこわし建物
 - ㊧ 危険建物
 - ㊨ 借用建物
 - ㊩ 一時使用建物
 - ㊪ 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物
- ㊫ 動物小屋
 - ㊬ 簡易な小規模構造物

- 凡例 26.4.1現在
- 改修済
 - 調査済
 - 対象外
 - Exp.J

※外壁調査対象:校舎1.4



文 部 科 学 省

配置図

建物名称	神橋小学校	No.	A - 1/1
------	-------	-----	---------

(平成25年度)

施設の配置図	縮尺 1/1000 (A4)	学校名 白幡小学校	図面番号 1:4	(町町村) 1:0:2	(学 校) 0:0:5:0	整理番号 0040-1
--------	----------------	-----------	----------	-------------	---------------	-------------

凡例

凡例 26.4.1現在

- 改修済 (Blue box)
- 調査済 (Red box)
- 対象外 (Red outline)
- Exp.J (Green line)

建物

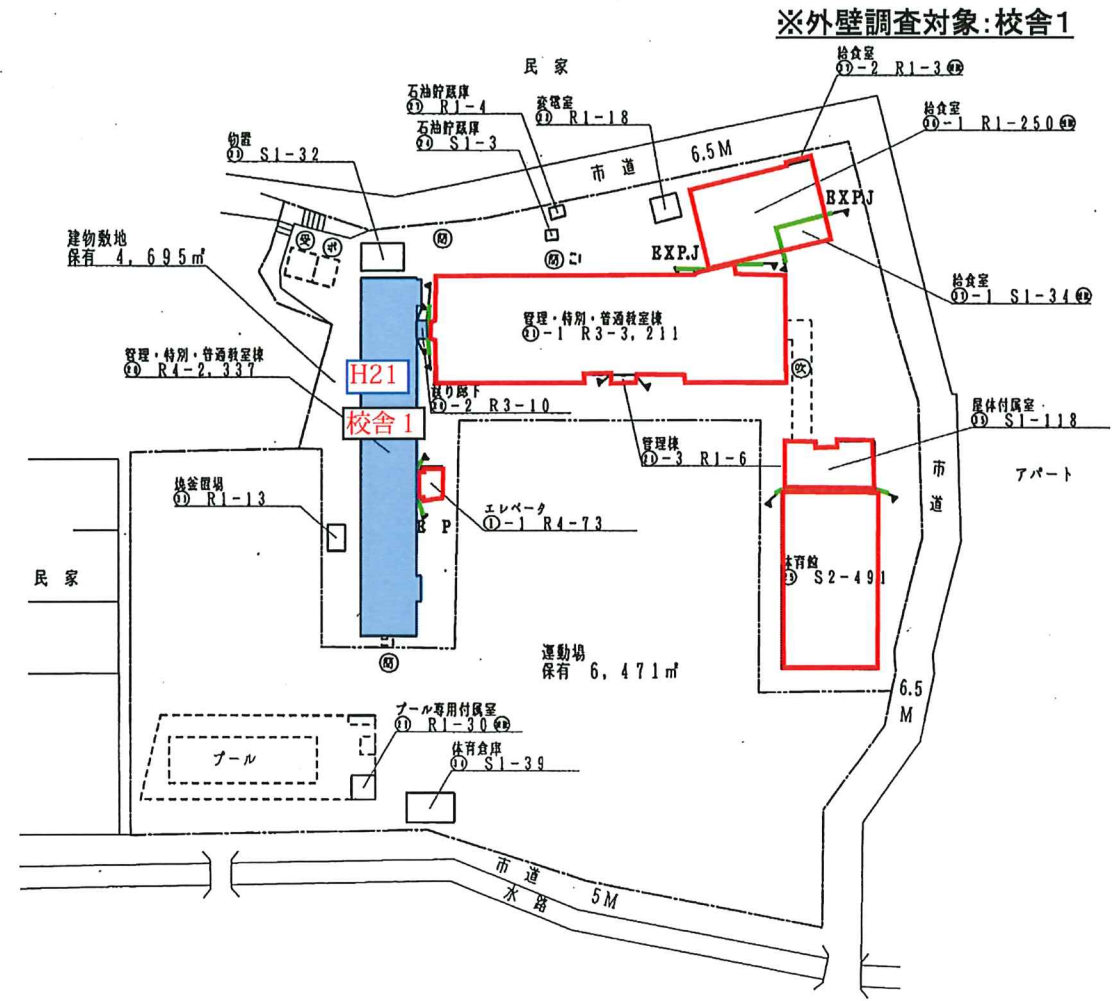
- 未とりこわし建物
- 危険建物
- 借用建物
- 一時使用建物
- 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 受水槽
- ポンプ室
- 吹抜け通路
- 簡易な小規模構造物

方位

(北に矢印を付す)



※外壁調査対象:校舎1

文 部 科 学 省

配置図

建物名称	白幡小学校	No.	A - 1/1
------	-------	-----	---------